

大阪市教育委員会告示第4号

次の施設について、大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号）第3条第2項に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市教育長 多田勝哉

施設名	年 月 日
大阪城音楽堂	令和8年5月3日（日）

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）